

平成 30 年度 沖縄観光コンテンツ開発支援事業  
助成事業公募要項**注：「観光メニュー開発」「MICEメニュー開発」共通**

## 1 趣旨

『第5次沖縄県観光振興基本計画』では、平成 33 年度達成目標として「入域観光客数 1,200 万人・観光収入 1.1 兆円」を掲げており、当該目標達成のためには、滞在日数の延伸や1人当たり消費額を増加させるほか、既存顧客の再訪の確保と外国人観光客や国内富裕層の獲得などが、重要となってくる。そのため、本事業では、新たな観光コンテンツを開発する民間企業等の自主的な取り組みを促進するため、公募により選定した沖縄観光の課題解決を図る観光商品等のプロジェクトに対し、集中的に支援する。

## 2 応募参加資格

(1) 観光メニュー開発

観光関連事業やエンターテインメント事業等に取り組む、民間事業者、地域観光協会、DMO 登録法人及び候補法人、NPO 法人等。

(2) MICEメニュー開発

沖縄への MICE 開催を促進するため、新たなユニークメニューやチームビルディング等の MICE メニュー開発等に取り組む民間事業者、地域観光協会、DMO 登録法人及び候補法人、NPO 法人等。

(3) 応募参加資格に係る留意事項

ア 複数の団体が、共同企業体を構成、あるいは、協議会や実行委員会等を設置して応募することもできる。その場合、助成先となる代表幹事社を指定した協定書を作成し、各社の役割分担を明示すること。

イ 上記団体等が応募する場合において、平成 30 年度に行う取組内容に地方公共団体の予算事業を含む場合、または地方公共団体から支援を受けて行う取組を含む場合には、関係する地方公共団体からの推薦を必ず得ることとする。

ウ 同一メニューに係る提出は、1社1提案とする。また、共同企業体を構成する場合にも、他に単独、あるいは他の共同体として提出することはできない。

エ 応募資格者においては、実施支援委員会及びその運営業務等委託事業者が行う事務処理支援や商品化、誘客プロモーション、自走化へ向けた助言指導及び助成金の執行に関する指導・監査等を受けるものとする。

オ 本事業において、スポーツに関連する事業については対象外とする。スポーツ関連の事業を企画されている事業者につきましては、沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課において実施しております、スポーツツーリズム戦略推進事業にてご提案下さい。

## 3 募集する事業

(1) 観光メニュー開発

## ア 事業の重点テーマ

本事業でいう重点テーマは、沖縄観光の課題を分析し、その課題解決を図る事業とする。さらに、地域に根つき、持続性及び発展性が見込まれ、自走化に向けた計画が明確な取り組みで、主に次の

分野をいう。

- (ア) 沖縄の自然、文化、歴史など魅力ある地域の観光資源を活用した、エンターテインメント(特にナイトエンターテインメント)の開発
  - (イ) エコツーリズムやウェルネスツーリズム、または、世界遺産や文化遺産、世界自然遺産登録予定地などの資源を活用した着地型・体験型の観光コンテンツの開発
  - (ウ) 離島の観光振興に資する観光コンテンツの開発
  - (エ) 訪日外国人向けの観光コンテンツ開発
  - (オ) 広域連携による周遊型の観光コンテンツの開発
- 上記の他、選考委員会の審査において支援することが妥当であると判断された事業

## (2) MICEメニュー開発

### ア 事業の重点テーマ

沖縄の特性を活かしたMICEメニュー開発のうち、地域に根つき、持続性及び発展性が見込まれ、自走化に向けた計画が明確な取り組みで、主に次の分野をいう。

- (ア) アフターMICEメニューの開発
  - (イ) 沖縄の観光資源や世界遺産などの文化資源を MICE の場として活用した、ユニークベニュー(テーマパーティー)の開発、または、インセンティブツアー等の開発
  - (ウ) 沖縄の自然や文化を活用した、チームビルディングメニューや体験プログラムの開発
  - (エ) 沖縄の特性等を活かした、沖縄独自の CSR プログラムの開発
- 上記の他、選考委員会の審査において支援することが妥当であると判断された事業

### イ 助成対象外事業

本事業では下記のような事業は公募対象とはしていない。

- (ア) MICEそのものの開催を対象とした事業
- (イ) MICE専門人材の育成
- (ウ) 飲食品等製品開発を主とした事業
- (エ) スポーツに関連した事業

## 4 採択要件に係る留意事項

### (1) 県外・海外からの具体的な誘客数

県外・海外からの誘客数については、目標値及び設定根拠を申請書類【様式(2)(3)】に明記すること。

### (2) 助成終了後の自走化に向けた取組内容

助成終了後の地域に根つき、持続性及び発展性が見込まれる理由について、申請書類【様式(2)(3)】に明記すること。

### (3) アンケートの実施と報告

事業実施の際に参加者等に対しアンケートを必ず実施し、参加者の傾向が反映された分析結果を提出すること。

## 5 助成対象経費の範囲【共通】

(1) 提案された事業の実施に際し、直接、必要とされるソフト面の経費(税別)とする。

人件費	人件費 ※契約社員等で事業を円滑に実施するために補助員として業務を行う者が対象、正規職員に対する人件費は対象外とする。
謝金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金
旅費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費
事業費	会議費、会場借料、会場設営費(イベント開催等時限的設営)、印刷製本費、資料購入費、資料作成費、燃料費、通信運搬費、広告宣伝費、食糧費、消耗品費、雑役務費、デザイン料、原稿料、通訳料、保険料、アルバイト料、委託費、設備賃貸及び保守料、ホームページ作成費、通信回線使用料、プロバイダー契約及び使用料

※人件費は、総予算の15%以内をメドとする。

※経費は人件費を除くすべて、領収書ベースとし、「一式」や「%」は認めない。

(2) 対象とならない経費の具体例

ア 施設整備や機材設備などのハード設備に係る費用。

イ 提案された事業内容のうち、既に国等により別途補助金、委託費等が支給されている費目、あるいは支給が予定されている費目がある場合、その事業については対象外とする。

ウ 助成対象期間外に要した費用。(助成交付決定以前、または終了予定日以降に要した費用)

## 6 助成事業期間【共通】

(1) 事業の実施期間は、交付決定日から、平成31年1月31日までの、事業者が設定する期間とし、精算業務および事業報告を含めたすべての業務は、平成31年2月28日までに完了すること。

(2) 助成事業は、審査委員会による毎年度の審査・採択を受けることで、最長2年間継続することができ。但し、本年度採択が来年度以降の採択を確約するものではありません。

## 7 助成について【共通】

(1) 助成額について

ア 助成額

総額 1億2千万円(全体)

助成率は1件あたり、総事業費(税別)の3分の2以内。上限2,000万円、下限200万円。

イ 過去に「戦略的課題解決型観光商品等支援事業」で採択された事業の支援は、最大2回までとし、助成額については、過去に採択された直近の助成額の2分の1を上限とする。

但し、条件付採択等の理由により助成金が減額された事業の場合、この限りではない。

(2) 収入事業について

入場料や企業協賛により収入がある事業の場合、支援対象経費(総事業費)から収入額を控除した金額内で助成することを基本とする。

(想定される収入費目) 入場料収入、参加料収入、広告料収入、協賛金収入、など。

※物品協賛は含まない

## 8 実施体制【共通】

- (1) 提案された事業実施への取り組みは助成が確定した提案者自らが行なうこと。
- (2) 助成が確定した提案者以外の者への再委託も一部可能とするが、その場合、運營業務等委託業者から予め承認を得ること。
- (3) 協議会、実行委員会による事業の場合、応募の際に提示した構成員の役割分担の範囲内に限り、構成員に対し、再委託することができる。

## 9 応募手続【共通】

- (1) 公募開始告知、および公募要項と様式の配布

公募開始:平成 30 年3月2日(金)

告知方法:沖縄県ホームページに掲載。

要項等配布方法:ホームページからダウンロード

- (2) 公募説明会、事業成果展示会、申請相談会について

ア 公募説明会(※説明会への参加は応募条件ではない。)

日時:平成 30 年 3 月 6 日(火)10:30～11:30

会場:沖縄県立博物館 1 階 講座室

公募要項と様式はホームページからダウンロードしてご持参下さい。

イ 事業成果展示会

平成 27 年度から平成 29 年度までに採択された事業の成果物を展示します。また、過去の事業報告書を閲覧することもできます。事業組立ての参考にして下さい。

日時:平成 30 年3月7日(水)～3月13日(火)9:30～17:00

会場:平成 29 年度沖縄観光課題解決プロジェクト事務局

(那覇市久茂地 3-17-5 美栄橋ビル アドスタッフ博報堂内)

ウ 申請に関する相談

申請に関する相談希望者は、電話かメールで事前に下記の事務局受付までご連絡下さい。

期間:平成 30 年3月7日(水)～3月20日(火)9:30～17:00

受付:平成 29 年度沖縄観光課題解決プロジェクト事務局

(那覇市久茂地 3-17-5 美栄橋ビル アドスタッフ博報堂内)

TEL : 098-862-4414      Mail : [mail@kankosenryaku.jp](mailto:mail@kankosenryaku.jp)

- (3) 応募申請書(様式1)の提出

提出期間:平成 30 年3月2日(金)～3月15日(木)午後5時必着

提出書類:様式1(代表者印を押印のこと)

提出部数:1部

- (4) 事業計画書(企画書)の提出

提出期間:平成 30 年3月2日(金)～3月22日(木)午後5時必着

提出書類:様式2～様式6

提出部数:8部

- (5) 本審査会(プレゼンテーション)

本審査会はプレゼンテーションを行う場合があります(4月中旬頃)。後日別途お知らせします。

## 10 提出書類等【共通】(すべてA4タテ)

指定した書式に準じること。事業計画書についても任意の書式は認めない(書式内に表や写真の挿入は可)。ただし様式4「会社概要」、様式6「実績書」については、追加資料として印刷物の提出(1部)も可。

### (1) 応募申請書【様式1】

### (2) 事業計画書【様式2～6】

【様式2】事業計画概要書(サマリー)

【様式3 別表1～6】事業計画・工程表・予算書、他 ※両面印刷。15ページ以内

【様式4】会社概要(組織図、業務内容、資格等)

【様式5】事業執行体制

【様式6】実績書

※上記提出書類は、左長辺に2穴パンチで空け、(2)は各セットをクリップ留めにして提出すること。製本したり、特別なファイルを用いたりしない。

### (3) 直近過去3年間の収支決算報告書

### (4) 申請会社・法人の登記事項証明書

## 11 審査結果の通知【共通】(審査会の日程は未定。結果は後日、ホームページで発表)

### (1) 採択通知

審査会終了後、採択決定通知書を郵送にて送付する。また、後日、本事業のホームページでも公表する。

### (2) 不採択通知

審査会終了後、不採択通知書を郵送にて送付する。(順次発送)

### (3) 審査内容の公開

審査内容および決定の経緯や理由、また、審査員に関する情報については公開しない。

## 12 完了報告及び助成金の支払等【共通】

### (1) 完了報告の提出

事業終了後、速やかに運營業務等委託業者に下記の書類等を提出すること。(詳細は事業者説明会で説明する)

ア 事業実施完了報告書(2部、電子媒体1部)

イ 制作物(保管不可能な制作物は写真納品)(2セット)

ウ 印刷報告書・委員会報告用概要報告(15部、A4タテ、3ページ)

エ 収支を明らかにする明細書類、帳簿及び支払済み領収証等の必要書類一式

### (2) 助成金の請求及び支払

沖縄県による完了検査合格後、助成金を請求すること。尚、概算払いも可能とするが、その詳しい方法については、事業者説明会で説明する。

以上

#### 【問い合わせ・書類提出先】

沖縄県文化観光スポーツ部 観光整備課 観光資源班(吉里、嘉数)

TEL/098-866-2077 FAX/098-866-2764

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2(沖縄県庁8階)